

事務連絡
令和2年5月22日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する周知等について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局より、第35回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されるとともに、京都府、大阪府、兵庫県について、緊急事態宣言が解除されましたが、引き続きテレワーク、時差出勤等に取り組むとともに（別添1、2を参照）、「基本的対処方針」、「新しい生活様式」（別添3）、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（別添4）等を踏まえ、必要な対応を行っていただきたい旨の事務連絡がありました。

つきましては、各地方協会におかれましては、会員事業者へ周知をお願いいたします。

以上

《参考》

- （別添1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月21日変更）
- （別添2）第35回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- （別添3）新しい生活様式
- （別添4）バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン